

「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」(平成22年11月11日厚生労働省厚生科学課策定)において、研究開発機関は科学研究開発の一層の推進を図るため、機関活動全般を評価対象とする研究開発機関の評価を定期的実施することとされている。

大まかな手順は以下のとおり。

- 研究開発機関の長は、定期的に機関の評価が行われるよう、目安として事業期間3か年を対象に評価を行う評価実施計画を策定し、外部の専門家等により構成される評価委員会から運営全般についての評価報告書の提出を受ける。
- 研究開発機関の長は、当該評価報告書に当該機関の運営の改善に係る指摘事項が記載されている場合には、当該指摘事項について検討を行い、対処方針を作成する。
※今回の審議事項
- 研究開発機関の長は、研究開発機関の所管課を通じて評価報告書(及び対処方針)を厚生科学審議会に提出し、厚生科学審議会は、必要があると認めるときは当該評価報告書(及び対処方針)に対して意見を述べることができる。
- 当該研究開発機関の長は、厚生科学審議会が意見を述べた場合は、当該意見を踏まえ、当該機関の運営の改善等の状況を厚生科学審議会に報告する。
※ 機関の所管課は、当該機関に対し、その講ずるべき措置を指示するとともに、必要な支援に努める。

また、上記の評価手続きは、評価対象年度の終了後、速やかに行うことが必要であり、実施時期の明確化を検討。